

議案第7号

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の一部改正について

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市特別職報酬等審議会の答申を受け、統括参事の給料額を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市統括参事の設置に関する条例（平成25年北名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「670,000円」を「700,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。